



お知らせ

令和5年度調理師試験の 実施について

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、令和5年度調理師試験を次のとおり実施します。

▼試験日時

令和5年8月29日（火）

午後1時30分から午後4時まで

▼試験地

剣淵町に住所を有する方は、旭川市（試験会場は受験票により通知）

▼試験科目及び試験方法

食文化概論、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論
についての筆記試験

▼受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であつて、多数人に対して飲食物を調理して供与する寄宿舎、学校、病院等の施設又は飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業に掲げる営業において令和5年5月19日（金）までに2年以上調理の業務に従事した者。

▼受験願書受付期間

令和5年5月8日（月）から令和5年5月19日（金）までに最寄りの

保健所に提出してください。

▼提出書類

- (1) 調理師試験受験願書 1部
- (2) 調理師試験受験者整理カード 1部
- (3) 調理師試験入力通知書 1部

▼受験手数料

6,900円に相当する額面の北海道収入証紙

▼合格発表

令和5年10月13日（金）

※受験案内の配付は、保健所で行います。

※詳しくは、名寄保健所企画総務課企画係までお問い合わせください。

◇お問い合わせ先

名寄保健所企画総務課企画係
電話 01654-3121

児童扶養手当額の 変更について

変更について

令和5年度から児童扶養手当額が2・5%の引き上げとなります。ご不明な点は、お問い合わせください。

◇お問い合わせ先

住民課環境生活グループ
電話 26-9026

（児童扶養手当額改定一覧表）

区分	従来の手当額	令和5年4月改定後の手当額
手当本体	全部支給 43,070 円 一部支給 43,060 円～10,160 円	44,140 円（+1,070 円） 44,130 円～10,410 円（+1,070 円～+250 円）
第2子加算	全部支給 10,170 円 一部支給 10,160 円～5,090 円	10,420 円（+250 円） 10,410 円～5,210 円（+250 円～+120 円）
第3子以降加算	全部支給 6,100 円 一部支給 6,090 円～3,050 円	6,250 円（+150 円） 6,240 円～3,130 円（+150 円～+80 円）

春秋叙勲の候補者の 一般推薦について

春秋叙勲の候補者としてふさわしい方を推薦できます（一般推薦制度）

内閣府では、一般の方から春秋叙勲の候補者の推薦を受け付けています。

▼候補者の要件

長年（概ね20年以上）地域で幅広く公共のために活躍した方で、70歳以上の方等

▼推薦方法

- (1) 推薦者1名、賛同者2名により推薦（ともに20歳以上）
 - (2) 自分自身や二親等内の親族関係にある方の推薦は不可
 - (3) 推薦書（指定様式）を内閣府担当窓口まで郵送（常時受付中）
- 詳しくは「叙勲一般推薦」で検索し、内閣府ホームページでご確認ください。
- ※様式等も掲載しています。

◇お問い合わせ・郵送先

内閣府賞勲局一般推薦担当
〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
電話 03-3581-2868



士別警察署かわら版

「ヒグマとの事故を防ぐために」

①複数で行動し、音で存在を知らせましょう。

野山には1人で入らず、複数で行動するようにしましょう。

入山するときは、クマ鈴やラジオ等を持ち、会話しながら、人の存在を知らせましょう。

ただし、人由来の食物を口にしたことがあるヒグマは、人の出す音を聞き、近づいて来るなどの例外もあるので、注意が必要です。

②ヒグマの出没情報等に気を付けましょう。

ヒグマは、市街地、公園、河川敷、緑地帯など、身近な場所にも潜んでいる可能性があります。

自治体のホームページや、新聞やテレビなどで、ヒグマの出没情報等を確認しましょう。

③残飯や生ゴミの処理には注意しましょう。

ヒグマは、いったんゴミの味を覚えると、それを目当てにゴミ捨て場などに繰り返し出没するようになります。

ゴミを野外に放置したり、埋めた

りしないようにしましょう。

④フンや足跡、食べた跡を見つけたら、すぐに引き返しましょう。

ヒグマのフンや足跡、草や木などが食いちぎられた跡などを見つけたときは、すぐに引き返しましょう。

⑤落ち着いて行動しましょう。

万が一、ヒグマに遭遇した場合は、落ち着いて行動しましょう。

「慣れた山にも隠れた危険が！」

慣れた山でも、油断による「危険な落とし穴」があることを忘れず、次の点に注意しましょう。

①行き先を家族に伝えましょう。

行き先が分らないと、搜索開始が遅れます。

行き先や帰宅時間を家族に伝えましょう。

②無理に山奥に入らないようにしましょう。

慣れた山でも、油断は禁物です。自分の体力や体調、天候や時間に合わせた行動をしましょう。

③単独での入山は避けましょう。

万が一、遭難や怪我をした場合、一人では救助要請ができません。山の中では、絶えず声を掛け合いながら、お互いの位置を確認しましょう。

④目立つ色の服装で入山しましょう。

万が一、遭難した場合、ヘリコプターが上空から救助に向かう場合もあります。

上空からは、赤色や白色系の服装が目立ち、発見されやすくなります。

⑤携帯電話やホイッスルを持ちましょう。

携帯電話があれば、非常時の連絡手段として、助けを求めることができます。

また、ホイッスルがあると、周囲に自分の存在を知らせることができます。

◇お問い合わせ先

士別警察署

電話 23-0110

GWにおけるマイナンバー

カードの手続きについて

「マイナンバーカード用電子証明書の発行等業務の停止について」

地方公共団体情報システム機構における公的個人認証システムの更改作業実施に伴い、以下の期間においてマイナンバーカード用電子

証明書(署名用電子証明書および利用者用電子証明書)の発行、失効、更新などの全ての業務を停止します。

ご不便をおかけしますが、ご理解の程、よろしくお願いします。

▼停止期間

令和5年4月29日(土)～

令和5年5月7日(日)終日

(平日を含む)

▼手続きのできない業務

①電子証明書の発行、失効及び更新
②引越し、結婚などで住所、氏名が変わる場合のカードの券面記載事項の変更

③暗証番号初期化

④マイナンバーカードの発行

①～④以外にも一部制約を受ける業務がありますので、マイナンバーカード関係のお手続きが必要な方は、停止期間を避けてご来庁頂きますようお願いいたします。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

電話 26-9026